

第4号様式（第9条関係）

平成30年度第2回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要

開催日時	平成31年1月11日（金） 午前10時～12時
場所	大田区役所本庁舎9階入札室
出席委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局 （説明者）	清水副区長、玉川総務部長、有我経理管財課長、 深川施設整備課長、宮本施設保全課長 浦瀬建設工事課長、鈴木基盤工事担当課長、 柴田契約担当係長、前田契約担当係長、 浦田契約担当主査
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 副区長挨拶 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員長選出 (2) 職務代理者指名 (3) 指名停止措置の状況について (4) 平成30年度上半期 工事請負契約の概要について (5) 平成30年度上半期 工事請負契約抽出案件について (6) その他 4 閉会 <p>※詳細は、別紙のとおり</p>
審議の対象 とした期間	平成30年4月1日～平成30年9月30日 （合計202件、制限付き一般競争入札99件、総合評価落札方式16件、希望制指名競争入札15件、指名競争入札10件、随意契約62件）
提出された 報告資料	平成30年度 第2回大田区入札監視委員会次第 資料1 指名停止一覧 資料2-1～2 入札契約方式別発注工事総括表、発注工事一覧表 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第2回入札監視委員会 入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～9 抽出事案説明書
審議した事案	抽出事案計6案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」（資料3）のとおり
主な意見 ・等 回答	別紙のとおり
備考	

平成 30 年度第 2 回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

1 指名停止措置の状況について

事務局より資料 1 に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・措置を行った二業者は過去にも同種の違反をしたことがあるのか。 ・今回の指名停止となった業者が再び違反した場合はさらに重い処分となるのか。 ・どういう経緯で発覚にしたのか。 ・契約金額については精算処理をしているが、債務不履行に対する処分はしなかったのか。 ・業者が悪質である一方、区の検査も甘く見られているように感じる。業者から提出される日報の確認だけでなく、今話した抜き打ち検査等を取り入れて点検の方法に工夫をしてはどうか。 ・パトロールは昼間か夜間か。 ・本件は安全上必要な事業なので、再発防止に向けて対応をお願いしたい。 ・再委託先については、処分はしないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名停止となった二業者につきましては、大田区では過去に同種の違反を犯したということは確認しておりません。 ・その場合、「大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱」で規定されている短期加重措置を適用して、通常より重い停止期間となります。 ・昨年度、別の業者に指名停止の処分をした際に、関連事項の調査等をした結果、今回、指名停止を受けた二業者について仕様等の違反が発覚しました。 ・事情聴取では明確には確認できなかったため、確認できる範囲で処分を行いました。 ・本件については区としても重大な事柄と受け止めています。これを踏まえて履行状況の確認について効果的な仕組みを検討していきます。 ・夜間です。いたずらなどによる夜間の事故を防ぐなど、生活安全上の防犯対策として行っております。 ・区としても、実効性を担保するために、仕様や事業の見直しを行っております。 ・今回の聞き取り調査では、再委託をしているという確証が得られなかったため、その点を斟酌しない処分としました。ただし、再委託の事実が確認できた場合は、一事不再理には該当しないので、新たに処分を科すこととなります。

2 平成 30 年度上半期工事請負契約について

事務局より、資料 2-1～2 に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・電気については落札率が減少しているが何か理由があるのか？</p> <p>・ 8 号随意契約はほぼ 100%近い契約率となっている。これについては落札率を下げるためにも、再度指名競争入札で対応できないのか。</p> <p>・二期工事、三期工事の場合 8 号随契となる場合が多いのか。</p>	<p>・案件中、街路灯を LED に変更する工事については 5 か年計画で進めていますが、業者からすると、当初からの工事と大きく異なった工事内容ではないので、2 年度以降の工事については予定価格が想定しやすいものとなっているため、落札率が下落している可能性もあります。</p> <p>・基本的にはどの工事も積算基準に従った予定価格に基づいていますが、業者にとっては、手持ち工事の有無等により、受注意欲が左右され、それが入札額に反映されることもあります。今後も、予定価格を設定するうえで、需給のバランスなども考慮に入れる等研究していきます。</p> <p>・改めて競争入札を行えば競争原理が働いて、落札率が低くなる可能性も高くなるので望ましいと考える一方、工期が短かったり、計画的な事業にかかわる案件だったりする場合は、日程的に再度入札を執行するのが難しいケースもあります。不調になった場合については一律に随契にするわけではなく、上記の事情に加え、入札額と予定価格の差が少ないなどの条件を満たした場合に限って行っています。</p> <p>・左記の工事に限らず、先ほども申しあげたとおり、工期が厳しいというだけでなく、予定価格との差が少額であると判断した場合に協議をして随意契約を締結しています。それ以外については、工期や仕様を見直して改めて入札を行っています。</p> <p>今年度は、不落随契がやや多いですが、不調・不成立の割合は減っており、その意味では、予定価格と業者の意図する価格との差額が僅少と考えています。</p>

3 平成 30 年度上半期工事請負契約抽出案件について

事前に当番委員が抽出した 6 案件について、事務局より資料 3～8 に基づき報告し、審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札案件（1 件）

○ 呑川高濃度酸素水浄化施設新築工事【資料 3】

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加数は 1 者ということだが、本件において大田区内で参加が可能な業者はいくつくらいか？ ・一般区民から見れば、複数の業者が競争に参加することで、価格の公平性が担保されると考えるが、1 者しか参加しなかったのは、参加条件が厳しかったためか。 ・本件の落札業者しかできないような参加条件ではなかったのか。 ・工事箇所は川べりのようだが地盤は大丈夫なのか ・施設は何㎡か。 ・一般的にはやや大きな住宅程度の規模と思われるが、それでもこれだけの費用が掛かるのか。 ・1 者しか参加していないのでは競争が成り立たないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 者程度です。 ・工事場所が呑川と JR の線路に挟まれた箇所であることから、JR 等との調整をしながら行うこととなるため、通常の工事のほかに、手間がかかると考えて、参加を避けたものと推測します。 ・工事内容は浄化施設の建設であり、特殊な工事ではありませんが、上記の事情から、他の業者が参加を差し控えたものと推測します。 ・事前にどのような構造であれば該当施設が建築できるのかについての地盤調査を行って、工事を発注しております。 ・設備棟が約 118 ㎡、水槽棟が 21 ㎡です。 ・建築物は特殊な構造ではありませんが、施工内容として、重機の使用規制があり、また敷地が狭いという状況を考慮した工事費用となっています。 ・競争性については、公告を行っており、そこで入札参加希望者を募っていることから、公告を見て参加を希望しない業者も含めて競争が行われているという前提のため、競争性は失われていないと考えています。ただ、やはり参加者が多ければそれだけ競争性が働いて好ましいと考えられますが、この案件についてはそれが実現されませんでした。

<ul style="list-style-type: none"> ・落札した業者の落札率はかなり低いようだが、これは企業努力によるものか、それとも予定価格が高かったためか。 ・本件も含めて施工内容には問題はなかったか。 ・複数の業者が参加することで公平な競争につながると考えるが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格自体は適切な基準に基づき設定しております。本件の落札業者は他の案件についても、落札意欲が高いため、今回のような結果になったと推測します。 ・いずれも問題ありません。 ・今後も複数の業者が参加できるよう、参加資格を精査して対応してまいります。
---	---

(2) 総合評価落札方式 (1件)

○ 道路改良工事 (呑川緑道の整備) 【資料4】

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価制度の目的は、価格の大小よりも、優良な工事業者を選ぶことにあると思うが、これまでの落札率をみると、通常の競争入札と変わらず、高止まりしている傾向にある。目指す目的と結果が合致することで制度の実効性が生じると考えるが、大田区としてはこの制度の意義をどう受け止めているか。 ・総合評価を取り入れたことで、地域貢献等の協力企業が増えていると考える。課題への解決も含めて更なる改善をしてほしい。 ・協力雇用主制度についても、配点比重を高くするなどして、広く制度への加入を進める工夫をすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・試行という段階ではありますが、価格のみではなく、技術力や地域貢献を含めて総合的に落札者を決定するのが制度趣旨だと考えています。ただし、結果的に価格で決まってしまうというのは制度の実効性という点で課題があることも認識しております。 これに伴い、各区の状況を調査したところ、価格点と技術点の比率につきましては、大田区も含めたほとんどの区が技術点に対して価格点が7～8割程度となっております。このことから、今後機会をとらえて、技術点に重きを置くことでのメリット、それに対して経済的な影響が出るなどのデメリットを確認しながら、見直しを図っていきたいと考えています。 ・当初と比較して、技術力の項目を増やしたり、配点を改正したりしてこれまでも改善をしています。今後もより良い制度となるよう検証を進めていきます。 ・ある項目にだけ比重を重くしてしまうと、本来の制度趣旨から外れる可能性もあり、技術点と価格点とのバランスも考えた配点を検討します。

<ul style="list-style-type: none"> ・工事結果は。 ・緑道は舗装しているだけか。 ・暗渠化しているわけではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題はありませんでした。特に困難を伴う工事内容ではないので、技術点に大幅な差異が出てくるものではないと考えています。 ・該当箇所はご質問のとおりですが、他に広い箇所では植栽などを施しており、全体として歩行者に水辺で緑を楽しんでいただくという位置づけで整備しています。 ・川はできるだけ歩行者に見えていただけるように設計しております。
--	---

(3) 希望制指名競争入札 (2件)

○ 蒲田西特別出張所仮庁舎改修電気設備工事【資料5】

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・工事の内容は。 ・簡単な工事のように見えるが、入札額に差があるのはどうしてか？ ・事前に工事の内容について質問があった場合は対応しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各箇所の間仕切りの変更やコンセントの位置です。 ・東京都の施設内の工事であることで、指名業者の中には、東京都との調整や作業日程の制限等により、通常よりも手間がかかると判断したためと推測します。 ・業者には質問の機会を設けております。なお、500万円以上の案件については、期間を設けて回答しております。

○ 大森第三小学校東棟電灯幹線改修工事【資料6】

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・辞退者が多いが、工事内容は具体的にはどういふものか。 ・資料5の工事と比較すると辞退者が多数存在しているが、希望票を提出した業者は何者か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電線を敷設し直すものです。工事そのものは難しくないと考えますが、電線が校内を回るように敷設しているため、足場の設置や学校への安全配慮を負担に感じたものと推測しています。 ・資料5と同様4者です。

<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が高いが、予定価格は適切か。 ・辞退の理由は。 ・不調から1年たつての入札とのことだが、緊急性はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は適正に設定しております。ただ本件につきましては、昨年不調になったもので、再度見積もりなどを精査して予定価格を設定して競争入札を行ったという経緯があり、それが落札率にも反映しているものと考えます。 ・辞退書提出時に、辞退理由を入力する機会がありますが、本件では社内調整を行った結果や、もう1者はコスト低減が図れないとのことで、いずれも図面を見て判断したものと推測されます。このほかに、他工事を受注しているためとの理由もありました。 ・その間につきましては、電圧の不足によりブレーカーが落ちることもあるので、学校には、即座に影響を与えることはありませんが、電力使用については注意をして対応するよう協議しております。
---	---

(4) 随意契約 (2件)

○ 大田スタジアム施設改修工事【資料7】

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・本件施設は過去に改修工事があったのか？また、もし、あった場合、今回受注した業者はその改修工事でも受注していたのか。 ・二者が応札していたが、他の一者についても随契約の協議の余地があったのではないか。 ・指名競争入札に切り替えることは検討しなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件施設は平成7年度に完成しました。現在に至るまで、グラウンドの芝の張り替え工事は行っておりますが、施設自体の大規模改修工事はありませんでした。 ・本件については、受注業者以外の入札参加者が二回目の入札において辞退しておりますので、協議の対象とはなりません。 また、複数の業者との随契約の協議の方法については、引き続き各区の動向を注視しながら検討していきます。 ・スタジアムの再開時期が決まっており、再度の入札になった場合、工期が延びてしまい、事業に多大な影響を与える可能性があることと、予定価格との差が僅少であったため、随意契約としました。

<ul style="list-style-type: none"> ・再度の入札にしても工期的にはまだ余裕があるように感じるが。 ・随意契約は締結方法の中では例外的措置であることから、透明性が求められる。したがって、随意契約を締結する場合は、明確かつ詳細な理由に基づいて個別に判断するようにこころがけてほしい。 ・随意契約を締結するに際し、金額的な制約はあるのか。 ・契約金額が高い場合は、より慎重に対応しなければならないのだから、随意契約をする条件として、工期や予定価格との差額のほかにも、検討してはどうか。 ・高額にもかかわらず、入札参加業者が少ないのはなぜか。 ・設計会社はデザインに強い業者のようだが、本件工事は、大幅なデザインの変更もあったのか。 ・設計業者の選定はプロポーザルか、入札か。 ・オリンピック・パラリンピックには使用するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月の高校野球の予選大会等で利用することが決まっており、それに合わせて6月までには工事が完了するよう利用者と協議を進めて、発注しておりますので、工程については厳守する必要があり、工期を変更することは難しいものと考えます。 ・本資料では、地方自治法施行令に掲げる理由を形式的に記載しておりますが、随意契約を締結しているが、必要によってはより詳細な説明に努めてまいります。 ・法令上特に制約はありません。ただし、原則は入札であることから、随意契約とする場合には慎重に判断して行っております。 ・上記条件のほかにも、再度入札に付することで、区の施策の展開に大きな支障が出る場合に限りて随意契約を締結することができるとしています。これらの条件を踏まえつつ、大きな事業にかかわる工事を随契する際は、高額であることを認識したうえで、その必要性を精査していきます。 ・議決に付す工事は高額であるがゆえに、工事の規模も大きく、受注すれば他の工事を合わせて引き受けることは難しいことになり、業者としてはそのバランスを考えた結果と考えています。 ・工事内容としては、マウンドを昇降式に変更、防球フェンスの高さの延長、排水管の交換などです。 ・平成27年度に一般競争入札で落札しております。 ・大会関連施設としての利用を目指している段階です。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・設計に当たって、工事費用はある程度決まっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の段階で、いくつかの案を作成して、最終的に残った案を見直して、適正価格を作成しています。 また、最終的な予定価格については、積算基準を基に設定しますので、設計業者には正確な金額は把握していないため、そこから予定価格を類推できないと考えています。
---	--

○ 大森第十中学校ほか3校ガス管改修工事【資料8】

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの自由化もある中、工事については東京ガスでないと施工できないのか。 ・工事価格は業者の見積もり通りの金額か。 ・学校でのガスの利用方法は。 ・配管の設置位置は。 ・予定価格より契約金額が低くなっているが 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法に基づき、ガスの供給規模によりますが、学校のような大規模な工事については東京ガス株式会社が行うこととなっています。 ・単価の改正分以外は見積通りの金額ですが、業者は、ガス事業法に則り、経済産業省の指導を受けながら、営利目的ではない工事であることを考慮に入れ、単価設定を行っています。本件についても、過去の経緯からみて不当に高いということはないと考えています。 ・給食室やガス方式の空調関係です。 ・基本的には校舎の外側から通しています。 ・見積り時から単価の変更があったためです。

4 その他

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・入札契約方式別発注工事の中の、一般競争入札の中の「旧大田区立大田区民センター取壊し工事」では、入札参加者が1者だけだがなぜか。 ・施設の構造はRCか、それとも鉄骨か 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事の業者が8者と少ないことに加え、JV方式での発注だったため、結果として1者の参加となりました。 ・RCです。

<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストは含有していたのか。 ・区内の事業者に限定すると、1者しか該当がないような場合は、区内の業者のみを入札参加条件とはしていないか。 ・公共工事については一定数の入札参加者がいることが競争性の確保につながると思うが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部含まれていましたが、事前に処理をする前提で施工しております。 他の施設でもアスベストが含有されているケースは珍しくなく、その意味では特殊な工事ではありません。 ・明らかに1者しかないということであれば、例えばJVで第一順位の業者を区外にするなどの工夫をしております。 ・区内産業の育成の方針があるとしても、競争性を阻害しない範囲でという条件がありますので、個別に判断して、区外も入札参加を可能としている場合もあります。
--	--

平成31年度第1回委員会を平成31年8月に開催予定。